

制限付一般競争入札発注情報(委託)

公 告 日	令和 8 年 4 月 22 日
業 務 番 号	2026029900
件 名	令和8年度 議会会議録作成業務委託
場 所	加東市社50番地(加東市役所)
概 要	会議録反訳業務 一式 会議録反訳 612時間 契約締結から履行開始までは準備期間とする。 ※詳しくは設計図書等を参照すること
履 行 期 間	令和 8 年 6 月 1 日 から 令和11年 5 月 31 日 まで
入 札 方 式	制限付一般競争入札(事後審査型)
入 札 日 時	令和 8 年 5 月 12 日(火) 9 時 00 分 から 令和 8 年 5 月 13 日(水) 15 時 00 分 まで
開 札 日 時 場 所	令和 8 年 5 月 14 日(木) 9 時 20 分 (予定) 加東市役所5階501会議室
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	加東市契約規則第29条の規定による
最 低 制 限 価 格	無
前 払 金	無
部 分 払 金 等	有
設 計 図 書 等	加東市ホームページ(入札・契約情報)からダウンロードしてください
入札参加条件	<input type="checkbox"/> 公告日現在で「令和8年度加東市入札参加資格者名簿」に登録されていること 地域要件 <input type="checkbox"/> 地域要件なし 対象ランク等 <input type="checkbox"/> 公告日現在で加東市に「コンピューター関連・ソフト開発情報処理等」又は「その他のサービス」で役務提供登録している者 その他 <input type="checkbox"/> 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づく加東市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと <input type="checkbox"/> 入札参加申込期限日において、加東市の指名停止基準に基づく指名停止を受けておらず、同基準に基づく指名停止の措置要件に該当しないこと <input type="checkbox"/> 公告日現在で、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者でないこと <input type="checkbox"/> 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年加東市条例第22号)第2条(第4号を除く。)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと
制限付一般競争入札参加申込書	加東市ホームページ(入札・契約情報)からダウンロードしてください
入札参加資格確認資料	申込期間 令和 8 年 5 月 1 日(金) 17 時 15 分 まで ※制限付一般競争入札参加申込書に申込者名等を入力し電子入札システムにより送信すること 提出書類 <input type="checkbox"/> 制限付一般競争入札参加申込書兼誓約書
設計図書等に対する質問	質問の受付方法 質問書の受付はE-mail(nyusatsu@city.kato.lg.jp)のみ ※様式は加東市ホームページ(加東市一般(指名)競争入札関係【様式】)からダウンロードしてください 質問の受付期間 令和 8 年 5 月 8 日(金) 17 時 15 分 まで 【送信後に必ずTEL(0795-43-0414)連絡のこと】 質問の回答方法 入札日の前日までに、電子入札システムに登録されているE-mail(紙入札の場合は登録されているFAX番号)あてに一斉回答

そ の 他	<p><input type="checkbox"/>この公告に定めのないことについては、加東市契約規則及び加東市電子入札運用基準の規定による</p> <p><input type="checkbox"/>紙入札について 加東市電子入札運用基準第11条の規定に基づき、紙入札による入札参加を希望する者は、入札参加申込期間内に「紙入札承認申請書」、「入札参加資格確認資料(制限付一般競争入札参加申込書兼誓約書を含む。)」及び「長形3号封筒(320円分の切手を貼付し、返信先を記入すること)」を加東市総務財政部管財課(加東市役所4階)まで提出(持参のみ)してください。</p> <p><input type="checkbox"/>入札について 入札金額は、必ず「税抜き」の金額としてください(紙入札の場合も同様)。</p> <p><input type="checkbox"/>積算内訳書について 入札時に積算内訳書(任意様式)を提出してください。ただし、積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額を拘束するものではありません。</p> <p><input type="checkbox"/>債務負担行為に係る契約について 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定に基づく債務負担行為としているものです。 債務負担行為に係る各会計年度の支払限度額 令和8年度 (契約金額の約24%) 令和9年度 (契約金額の約33%) 令和10年度 (契約金額の約33%) 令和11年度 (契約金額の約10%) ※なお、予算の都合により、変更することがあります。</p>
-------	---